

船橋市

木造住宅耐震改修助成事業

のご案内



地震で倒壊しないよう、命を守るために

耐震改修工事をしましょう！

船橋市では、地震に強いまちづくりを進めるため、
平成 12 年 5 月以前に新築された木造住宅の
耐震改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

お問い合わせ先・申請先

船橋市建築指導課耐震係

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 本庁舎 6 階

TEL : 047-436-2632

🔍 キーワードで検索する

船橋市 木造住宅 耐震改修

検索

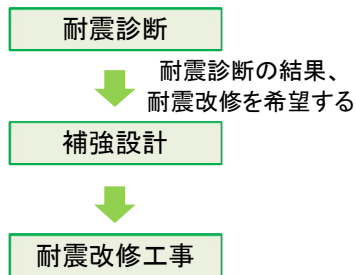


1 耐震改修ってどんなことをするの？

建築士が作成する補強設計の図面をもとに、壁の補強や重い屋根から軽い屋根にふき替える等の様々な方法で、地震に対する安全性を向上させる工事を行います。

耐震改修工事や補強設計を行う前に、あらかじめ「耐震診断」を行う必要があります。

【耐震診断から耐震改修工事の流れ】



【木造住宅の評点と判定】

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い



2 助成金はいくらもらえるの？

耐震改修工事費と工事監理費の 4/5（上限 115 万円）を助成します。

※ 2段階耐震改修工事の場合は、段階ごとに上限 57 万 5 千円を助成します。

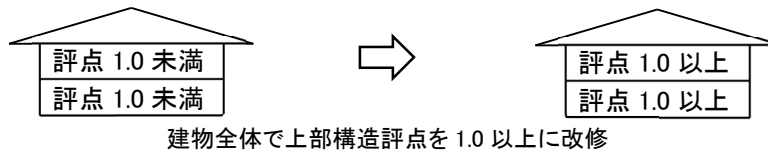
工事監理ってなに？

工事が設計図書のとおり行われていることを確認する重要な作業です。

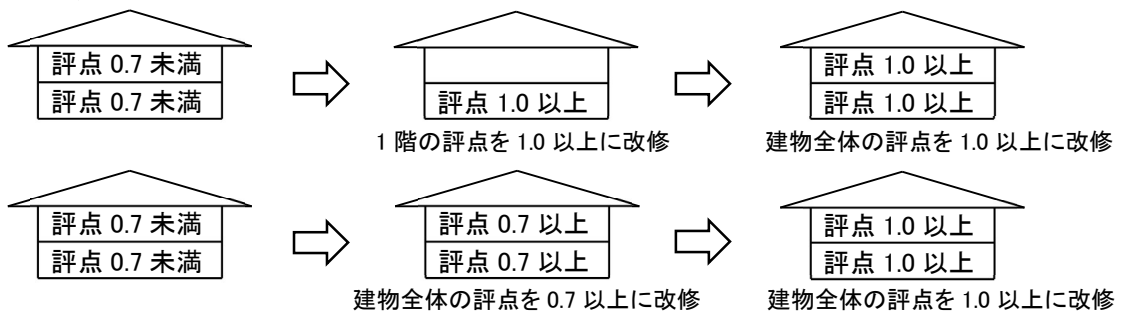
3 どんな耐震改修工事が助成の対象になるの？

次の3通りの改修工事が助成の対象です。

(1) 通常の耐震改修工事



(2) 2段階耐震改修工事



4 どんな木造住宅が助成の対象になるの？

平成 12 年 5 月以前に新築された 2 階建て以下の木造住宅です。

- ※ 2段階耐震改修工事の場合は、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅が対象です。
- ※ 各年 6 月以降に増築した部分の合計が、各年 5 月時点の延べ面積の 2 分の 1 を超える場合は対象外です。
- ※ 建築基準法等に違反している住宅や過去に助成金等を利用したことがある住宅は対象外です。
- ※ 在来軸組工法で建築した一戸建てまたは併用住宅（住居部分が延べ面積の 2 分の 1 以上）が対象です。枠組壁工法（2×4 工法）や丸太組構法等は対象になりません。

5 どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象となる木造住宅を所有し、かつ居住しており、市税の滞納がない方です。

- ※ 所有者が複数いる場合は、所有者全員から耐震改修実施についての同意が必要です。
- ※ 所有者の配偶者又は一親等の親族が居住している場合も対象となります。

6 設計や工事監理は誰がやってもいいの？

- ① (一社)千葉県建築士会船橋支部
 - ② (公社)千葉県建築士事務所協会船橋支部
- のいずれかに所属する建築士です。

※ ただし、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)等を修了した建築士。

7 耐震改修工事は誰がやってもいいの？

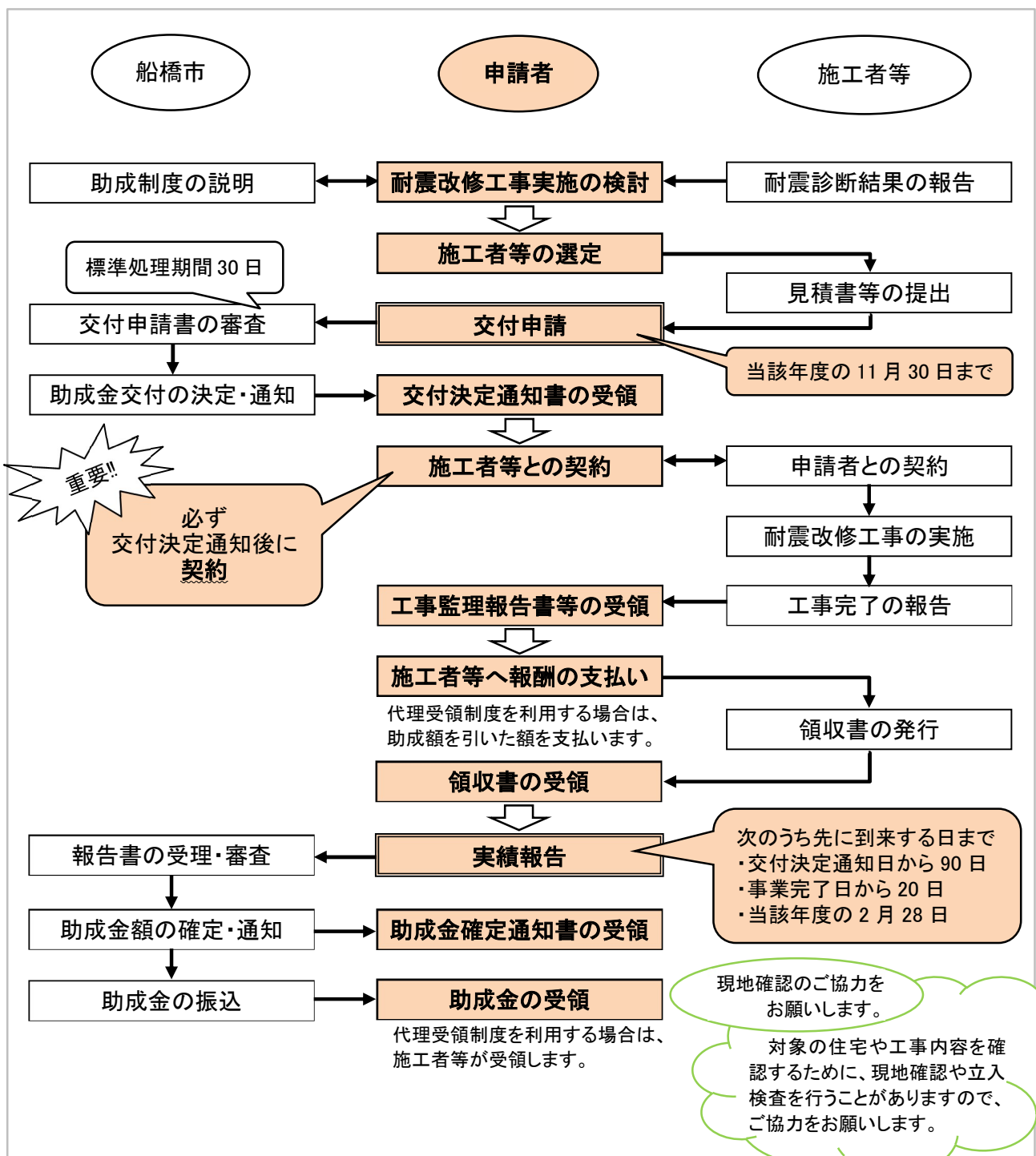
市内に本店、支店または営業所等を開設している者等です。

※ 請負代金が500万円以上の場合、建設業法の許可が必要です。

8 手続きの流れは？

次の図をご覧ください。

※ 契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に工事の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できません。



手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出してください。

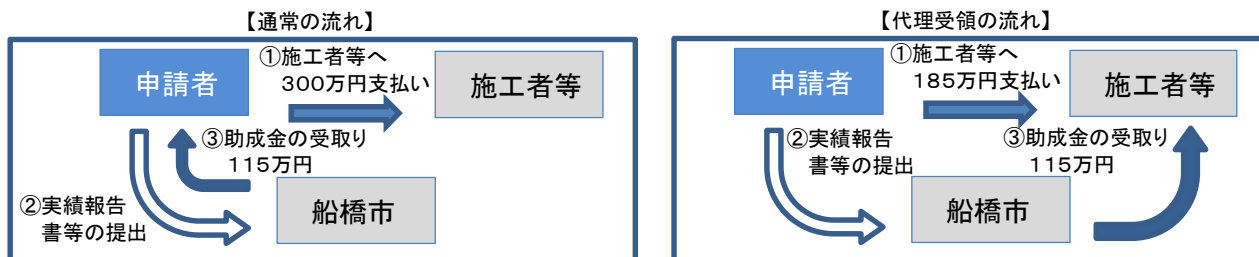
時期	提出書類
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)
	② 申請者の住民票(申請日から3か月以内のもの)
	③ 住宅の登記事項証明書(申請日から3か月以内のもの)
	④ 住宅の耐震改修前と耐震改修後の耐震診断結果報告書 (二段階耐震改修工事の場合は、耐震改修後の耐震診断結果報告書は段階別に作成したもの)
	⑤ 住宅の耐震改修設計図(平面図、施工詳細図、部材詳細書類等の耐震改修の内容が分かる書類)(二段階耐震改修工事の場合は、段階別に作成したもの)
	⑥ 耐震改修工事と工事監理の見積書(写し可)
	⑦ 施工者が市内に本店、支店または営業所等を開設している者であることを証する書類等
	⑧ 耐震改修設計者と工事監理者が、それぞれ千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会等を修了したことを証する書類の写し
	⑨ 請負代金が500万円以上の場合は、施工者が建設業法第3条により許可を受けている者であることを証する書類の写し
	⑩ 所有者が複数いる住宅である場合は、耐震改修の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
	⑪ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))
	⑫ 相手方登録申請書(市指定書式)
※ 代理受領届出書(代理受領制度を利用する場合)	
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)
	② 住宅の耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、施工中と完了後の状況が確認できる写真
	③ 工事監理報告書の写し
	④ 耐震改修工事と工事監理の契約書の写し
	⑤ 耐震改修工事と工事監理の領収書の写し

※ 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

※ 要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

<代理受領制度について>

申請者が耐震改修にかかった費用を施工者等に支払う際に、かかった費用から助成金額を差し引いた残額を施工者等へ支払い、助成金は、船橋市から直接施工者等へ支払う制度です。この制度を利用することで、申請者は改修費と助成金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。制度を利用する場合には、交付申請書の「代理受領制度を利用する」にチェックをし、代理受領届出書を提出してください。



代理受領のフロー図 (耐震改修費300万円、助成金115万円の場合)

<耐震改修促進税制>

基準に適合する耐震改修を行った場合は、所得税額の控除および固定資産税の減額措置を受けられることがあります。詳しくは、税務署または資産税課にお問い合わせください。

(令和8年4月改訂)